東京電力ホールディングス株式会社 代理人 高木彰臣 弁護士さま

門馬 好春 (30年中間貯蔵施設地権者会会長)

貴社からの再回答メールを受けての連絡

本年7月31日付貴社回答文書は事実に反した内容でした。

同回答文書を受け、10月13日付当方からの要求文書で、貴社回答文書の事実に反した内容について事実に基づき貴社の間違いを具体的に指摘したうえで再回答を要求いたしました。 それに対し昨日12月30日の当方への貴社からの回答は、当方宛の文書による回答ではなく、 送信メールの中で次の内容でした。

「 門馬好春様 お世話になっております。 年末のお忙しいところ申し訳ございません。 先日いただきました内容について当社で検討いたしました。

大変恐縮ではございますが、以前当社から送付させていただいた回答文書(本年 7 月 31 日付)に当社としての回答内容を記載しており、それ以上に当社として回答させていただく予定は御座いませんので、ご連絡差し上げます。 以上よろしくお願いいたします。 」

上記メール内容について、当方は、10月31日付当方から貴社への要求文書に於いて貴社の間違いを具体的に指摘した内容について、貴社が一切の反論が出来ない回答であると理解いたしました。つまり、貴社が間違いを認めた内容であるということです。

当方としては、貴社に対する「貴社の営農賠償に関する約束違反等」について、今後も貴社の 間違いを具体的に指摘の上、約束の履行等を要求してまいります。 以 上